

令和4年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年7月8日（金）午後1時30分から午後2時55分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員18名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）13名
- 4 審議の概要

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中18名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされていますが、議事（5）の「有害図書類の審査について」は非公開となります。

なお、傍聴申込みはありませんでした。

それでは、はじめに永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。永井会長お願いいたします。

（永井会長挨拶）

【司会】

ありがとうございました。続きまして、伊藤県民文化局長から御挨拶を申し上げます。

（伊藤県民文化局長挨拶）

【司会】

続きまして、委員の御紹介に移らせていただきます。

（委員紹介）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は、会務を総理すること

とされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。
よろしく申し上げます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名することとされております。

今回は、立川恵理委員と花田経子委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(立川委員、花田委員了承)

【会長】

それでは、議事を進めてまいります。議事(1)の「部会委員の指名」に入らせていただきます。規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次へ進めさせていただきます。次に、議事(2)少年非行の概況について、説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

【委員】

2点お伺いします。薬物事犯の低年齢化が愛知県に限らず進んでいると思うのですが、薬物乱用防止教室を推進されているという御説明がありましたが、具体的にはどのような教材を使用され、どのような内容の教室をやっておられるのかを教えてください。1点と、ドン横の件のお話をいただき、対策の中に立ち直り支援というのがあるのですが、警察がどこまでの支援をされているのかということをお教えください。

【事務局】

それではまず1点目の御質問の、警察が行っている薬物乱用防止教室について答えさせていただきます。警察官と少年補導職員等が、小学校、中学校を訪問し、パワーポイント資料や啓発動画を使用して、薬物の危険性や有害性等を認識してもらうことを目的とした講話を行っているほか、なぜ薬物を使ってはいけないのか、どういった形で薬物を勧められるケースがあるのか、それを断るための方法等をみんなで話し合ってもらおうといったグループワークを行っております。

その他、県警本部には薬物乱用防止広報バスというものがありまして、バスの中には薬物標本や人体模型などがあり、肺や脳に影響が出てしまうということがわかっているような映像や実物の写真が展示されています。

派遣回数に限りはありますが、年間を通じて、各地区を回っております。

以上が薬物乱用教室の内容になります。

【事務局】

2点目の立ち直り支援の内容について答えさせていただきます。

立ち直り支援につきましては、県警がサポートセンターというところに少年補導職員を採用しており、この職員の一部は心理士の資格を持っており、少年たちのカウンセリングを行うほか、学習支援や就職支援を行うとともに、保護者と一緒にスポーツ体験や農業体験などを行ってコミュニケーションを図るといった立ち直り支援を行っております。

【会長】

よろしかったでしょうか。他に何か御意見とか御質問はございますでしょうか。

【委員】

先ほどの報告の中で、少年による児童ポルノ事犯での検挙の増加という点が挙げられておられましたけれども、1点御確認させていただきたいのが、少年自身が得た児童ポルノ画像を拡散させてしまうというような状況がどういったケースで一番起きているのかということについて御説明いただければと思います。

【事務局】

御質問に答えさせていただきます。

いろいろなケースで拡散というものがございますが、主な事例としましては、興味本位で友人が送信した児童ポルノ画像を受け取って、それを誰か自慢する目的で拡散するというケースがあります。また、被害事例の動画にもなっているのですが、交際関係にあったものから、「テスト勉強で行き詰まったので元気が出る画像が欲しいな。」等と頼まれて、裸や下着の写真を送ってしまう。年月が経ち、交際解消後に拡散されてしまったというケース等があります。先ほど御紹介させていただいた「動画ライブ

ラリー」に、よくある被害事例の実態、実例が載っておりますので、是非学校等の場でも活用していただきまして、そういった危険性があるというケースを知っていただければと考えております。

【委員】

承知しました。

なぜそのような質問をしたのかというと、愛知県内の話ではないのですが、最近、北海道で発生した旭川の少女が亡くなられた案件では、いじめ行為の中に性的画像の拡散というものがあまして、そういったものの事例は、愛知でも発生しているのかということ、つまり交際関係や、知り合い関係の動画や画像等が拡散するようなことがあれば、より深刻性が高いと私は思いますので、その点についてどのように把握されているのかを、もう少し突っ込んでお聞かせいただければと思います。

【事務局】

今御説明をいたしました個別のケース1つ1つにつきましては、今回は個別の案件でありますので、詳細まではお伝えすることができない部分がありますが、委員お示しのとおり、他県ではいじめの一環としてそういったものが拡散されてしまうというケースもあります。県内でも正確な統計数値は出ておりませんが、相手を貶めるためというような目的で拡散するというケースも過去にはありますので、そういったケースも合わせましてSNSの使い方の啓発をしていかなければならないというふうには考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかに御質問、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

フィルタリングが9割やっていなかったということですけど、犯罪に巻き込まれていない一般の家庭でのフィルタリング率というのはどれくらいなのでしょう。

【事務局】

委員の御質問に答えさせていただきます。

具体的な数値の統計は取っていないのですが、条例調査において、各携帯ショップを回り、それぞれの店舗でどれくらいのフィルタリングの設置率かを聞いたところ、大体80%くらいは設置しており、断られるのは大体2割ということです。

ですので、私どもの条例調査で把握しているのは大体80%、8割が付けているとい

う認識でございます。

【委員】

ありがとうございます。

実際に高校生とか中学生たちがフィルタリングをどうしているかという、例えばフィルタリングをかけると厳しいものだとLINEもできないところもあるわけです。あるいはLINEをせめて入れてくれと、LINEを入れるとLINEを介してありとあらゆるサイトが見ることができてしまうというような実態があり、できれば携帯を販売店で買った時点とその後の教育現場、あるいはその後使っていく中でどれくらいフィルタリングをされているのかといったことを明らかにしていくことが大事かなと。そうすれば一言二言目にはフィルタリングがという話になるのですが、実際の親としては、子供から毎晩毎晩これを外してくれ、これを使わせてくれと言って責められて、よその子はみんな持っていると言われ、実際にかいくぐる方法はありません。

特にギガスクールになってから、公共の教育用のサイトを見るとそこからリンクが貼ってあって、例えばYouTubeとかに出られるわけです。何々城の何々公園のこんな紹介がある、動画をみる、そうするとYouTubeへ行けてしまう。そこからまた先へどんどんと行けるということで、もうそれであればフィルタリングを外してくれという話になってしまうのです。

一つお願いしたいのは、子供たちがどれくらい家庭でフィルタリングを保っているのか、スタート時点では8割ですけれども、その後どのように下がっていくのかというのを見ていただきたいと思います。

【会長】

ほかに御意見とか御質問ございますでしょうか。

【委員】

薬物乱用防止教室について、生徒さんたちの反応はどんなものかアンケートなどをお取りでしょうか。

それと立ち直り支援についてですが、生徒さんは何%くらい参加されて、生徒さんたちをお世話する方たちが沢山参加されますよね。

その生徒さんの割合に対して、お世話をする方が多すぎてもいけないだろうし、少なすぎてもいけないだろうし、子供さんがこういう雰囲気だったら自分の意見が言えるとか、こういう雰囲気だったら絶対に行かないとか、そんなのも出てくるとは思います。子供さんの意見を聴くような機会があると良いと思うのですがいかがでしょうか。

【事務局】

まず1点目の薬物乱用防止教室の子供さんの反応について答えさせていただきます。

全ての教室でアンケートを警察が取っているわけではございませんが、実施した学校でその後の振り返りというようなことでやっていただいているアンケート結果を警察でも共有させていただいております。

主に小学校の5、6年生を中心に薬物乱用防止教室をやらせていただいておりますが、薬物の怖さがよくわかった、薬物を勧められても断る方法を教えてもらったのでそれを実践していきたいというような言葉が多く寄せられています。また、薬物だけではなく、20歳未満で飲酒や喫煙をすることの危険性等も教えさせていただいておりますが、たばこもお酒も20歳まではいけないということが教えてもらってよくわかった等の言葉が寄せられております。

【事務局】

2点目の立ち直り支援の関係について答えさせていただきます。

対象となる少年は、基本的には問題を抱えた少年たちであり、被害に遭ってそこから立ち直りをしたい、あるいは色々な非行に走ってきてなんとか立ち直りたいということで保護者の方と少年の意向を確認したうえで、立ち直り支援を実施しております。

通常は、面談やカウンセリングを月に何回か実施し、保護者と本人の意向を確認しながら、それに加えて学習支援、スポーツ体験だとか農業体験等を通じてコミュニケーションを図りながら進めていきますので、あくまで保護者と本人の意向を確認しながら徐々に進めていくというものです。

【委員】

コロナの関係もありますけれど、お仕事が忙しくて両親が子供との対話が少なくなっています。それ以上にコロナでもっともっと疎遠になっておりますので、この点はどういう風に指導されているのでしょうか。

【事務局】

確かに親子間に問題があって親子との会話ができていないという家庭は少なくありません。

ですので、先ほど申し上げました農業体験やスポーツ体験等に親子で参加していただき、例えば、一緒に料理を作るだとかそういったことをやっていただくことによって、親子のコミュニケーションがうまくいくというケースもございますので、そういった支援で実施しています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかに御質問とか御意見ございますでしょうか。

【委員】

立ち直り支援について、保護者との意向を一緒にというお話でしたが、特に今回話が出てきたドン横の子たちは、補導した後、家庭に帰そうと思ったら家庭の方が引き取り拒否して、児相に身柄付きで要保護児童通告をするということが多いというイメージがありまして、そういう子たちが親とは別に自分だけでこういうサポートを受けたいという時は親と一緒にいなくても受けられるのでしょうか。

【事務局】

一般的なことを御説明いたしますと、当然少年のことになりますので、立ち直り支援を開始させていただく時には、保護者の方、御本人の意向というのを確認するようにはしております。

ただし、委員の御示しのとおり、ドン横キッズ等の中には家庭がうまくいかず出てきてしまっているというような子たちもいますので、そのケースにもよりますが、まずは子供さんと面接させてもらい、その中でどのようにしたらドン横等に集まらなくても良くなるだろうかというようなことを話しながら支援を進めていくということとしています。必ずしも保護者の同意を取ってというケースが良い場合悪い場合もありますので、ケースに分けてしっかりと対応していきたいと考えております。

【会長】

ほかに御意見、御質問よろしいでしょうか。

【委員】

ドン横キッズの子たちは逸脱行動があるわけです。

今、電子スクリーン症候群っていう概念が注目されていて、それは精神科医の中で言われているものですがけれども、逸脱行動がある子供が入院する場合があります。

そうしますと一気に普通の子供に戻ってしまう、そういったのは鑑別所などで経験のある方が多いと思うのですがけれども、そうすると電子スクリーンによって非常に過覚醒の状態になるということがわかってきておりまして、ですから脳の影響というのがどうも看過できない。例えばTikTokを見るだけでチックをおこしてしまうということが、コロナの時に10倍20倍に増えているということがわかってきています。

ですからスマホにしる、携帯にしる、犯罪に巻き込まれる以上に脳への直接の影響がある。もし逆に考えれば、御家庭が多少ぎくしゃくしていたとしてもスマホをしっかり使わない子だから大丈夫、敏感な子供は非常に弱いものですから、スマホとかを使わせないという形で制限を加えることで行動の改善も期待できるわけです。入院させてみたら1ヶ月も経たないうちに普通の子に戻った、そのまま施設で半年でも1年

でも継続できればかなり脳が回復してくるはずだと思います。社会を良くする以前に我々が取り組めるテーマではないかと思いますので、是非検討していただければと思います。

電子スクリーン症候群については、あとで事務局の方に医学論文ではありますけど、一般向けのものがありますので、お送りしておきたいと思います。

【会長】

事務局の方からコメントございますでしょうか。

【事務局】

御意見ありがとうございました。

資料もいただけるということですので、勉強させていただきます。

【会長】

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

次の議事（３）と（４）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、御意見、御質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明がひととおり終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

御意見、御質問もないようですので、次に進めさせていただきます。

次に議事（５）で、「有害図書類の審査について」となっておりますが、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づき、この有害図書類の審査については非公開となります。

<非公開>

それでは議事（６）その他に移ります。それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

【会長】

それでは、御意見、御質問もないようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営に御協力をいただき、また、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、令和4年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上